

税

問合せ 税務課

事業主のみなさんへ 給与支払報告書の 提出及び償却資産の 申告は1月31日までに

■給与支払報告書の提出

事業主は従業員の住所地の市役所・町村役場へ給与支払報告書を総括表と併せて、1月末までに必ず提出してください。また、個人番号・法人番号の記載が必要になりますのでご注意ください。この報告書の提出がない場合は、従業員がそれぞれ直接役所（場）に「個人申告」をしなければなりません。

■償却資産の申告

市内に事業用の償却資産を所有している人（法人または個人）は、毎年1月末までに該当する資産を申告することになります。令和6年1月2日以降に開業、廃業、資産の入替えや他市町村への資産の異動などがあった場合は、特にご注意ください。

また本市では、固定資産税（償却資産）の実地調査を行っています。

ます。申告書提出の際は、申告内容の点検を今一度お願いします。

■個人住民税は特別徴収で納めましょう！

地方税法第321条の5の規定により、事業主は原則として、すべての従業員の市・府民税（個人住民税）を給与から差し引いて納入（特別徴収）することが義務づけられています。事業主のみなさんは法令に基づく適正な特別徴収の実施をお願いします。

※給与支払報告書の提出および償却資産の申告は、電子申告（ELTAX（エルタックス）ホームページ：<https://www.eltax.itag.go.jp/>）でも提出できますのでご利用ください。



▲エルタックス



令和6年度 市・府民税（個人住民税）の主な改正点

【森林環境税の創設】

温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から森林環境税が創設されました。森林環境税は国内に住所を有する個人に対して課税される国税で、令和6年度から市町村が個人住民税均等割と併せて1人年額1,000円を賦課徴収します。なお、東日本大震災復興基本法に基づき、平成26年度から個人住民税の均等割に1,000円（市民税500円、府民税500円）が加算されていましたが、こちらは令和5年度で終了となります。

	区分	令和5年度まで	令和6年度から
森林環境税	国税	—	1,000円
個人住民税均等割	市民税	3,500円	3,000円
	府民税	1,800円	1,300円
合計		5,300円	5,300円

●森林環境税の非課税基準について

- 次のいずれかの基準に該当する人は、森林環境税が非課税となります。
- 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
 - 障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の人
 - 前年の合計所得金額が次の金額以下の人（非課税基準が個人住民税とは異なります。）

	森林環境税（国税）	【参考】個人住民税
扶養親族がない場合	31.5万円+10万円	32万円+10万円
扶養親族がいる場合	31.5万円×（扶養親族の数+1）+10万円+18.9万円	32万円×（扶養親族の数+1）+10万円+19万円

【上場株式等の配当所得等に係る課税方式の統一】

特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得については、所得税と個人住民税において異なる課税方式の選択が可能でしたが、令和6年度から課税方式を一致させることとなりました。この改正により、所得税で当該所得を申告した場合は、その所得が個人住民税でも申告したこととなり、国民健康保険料や後期高齢者医療保険料、介護保険料などの算定の対象となりますのでご注意ください。

【日本国外に居住する親族に係る扶養控除の適用要件の見直し】

令和6年度（令和5年分）以降、控除の対象となる扶養親族（控除対象扶養親族）適用要件が厳格化されました。30歳以上70歳未満の国外居住親族で以下のいずれにも該当しない人については、控除対象扶養親族及び非課税限度額の算定の対象となる扶養親族から除外されます。

- 留学により国外居住者となった人
- 障害者
- 納税義務者から前年中に生活費または教育費に充てる目的で年38万円以上受けている人

税務署からのお知らせ

問合せ先 泉佐野税務署

☎462・3471

令和5年分確定申告会場の開設期間および相談受付時間

日時 2月16日(金)～3月15日(金)

(閉庁日除く)

※相談受付は午後4時まで

注意事項

■確定申告は、自宅からマイナンバーカードでTax
国税庁ホームページから、スマートフォンやパソコンで所得税などの申告書を作成し、マイナンバーカードを使用してオンラインで提出ができます。
マイナンバーカード連携を利用すると、医療費やふるさと納税などの申告に必要な各種控除証明書等のデータを申告書の該当項目へ自動で入力することができ



▲「確定申告はマイナンバーカードとe-Taxでさらに便利！」



▲「マイナンバーカードでマイナポータルと連携して確定申告書に自動入力」

ントラルコート

●午前10時～午後3時・2階イオンホール前

※申告書の作成・相談を希望する人は入場整理券が必要

●当会場では、事業所得、不動産所得、土地・建物・株式等の譲渡所得、消費税、消費税インボイス制度、贈与税、相続税の相談は行っていません。

注意事項

●入場整理券が予定枚数に達し次第、相談受付を終了します。
●申告書などの提出のみの人は郵送での提出または「1」による送信をお願いします。
※2月3日(土)・4日(日)に同会場において、近畿税理士会泉佐野支部による申告相談(予約不要)が開催されます。給与所得者や年金受給者の人だけでなく、事業所得や譲渡所得がある人、消費税のインボイス制度に関する質問のある人、資産の贈与を受けた人も相談できますが、申告書・申請書の提出はできません。

■給与所得者や年金受給者のための申告会場

開催日 2月2日(金)～8日(木)

※土・日曜日除く

相談時間 午前10時～午後3時

相談場所 イオンモールりんくう泉南2階イオンホール

整理券配付時間・場所(先着順)

●午前9時30分～10時・1階セ



【事例】

スマートフォンでのショートメッセージに「7億円当選した」という通知が届いた。受領する

消費生活センターだよ

見守りリー

相談受付
午前9時～
午後4時30分



相談はお早めにセンターへ!!

南海線「泉佐野」駅前
☎469-2240

7億円当選!?
心当たりのないメールは無視

ジが来ても、うのみにせず、すぐに削除し相手には絶対に連絡しないようにしましょう。

●「当選金を受け取るため」などと断りつつ事前にお金を請求されたら、詐欺です。後で元が取れるなどと思わず、絶対にお金を支払わないでください。支払ってしまつと、取り戻すことはほぼできません。

●周囲の人は、高齢者になつた様子がないか「ごころから気を配りましょう」。

参考…(独)国民生活センター「見守り新鮮情報第440号」

困った時は、消費生活センターに相談してください。



イラスト…黒崎 玄